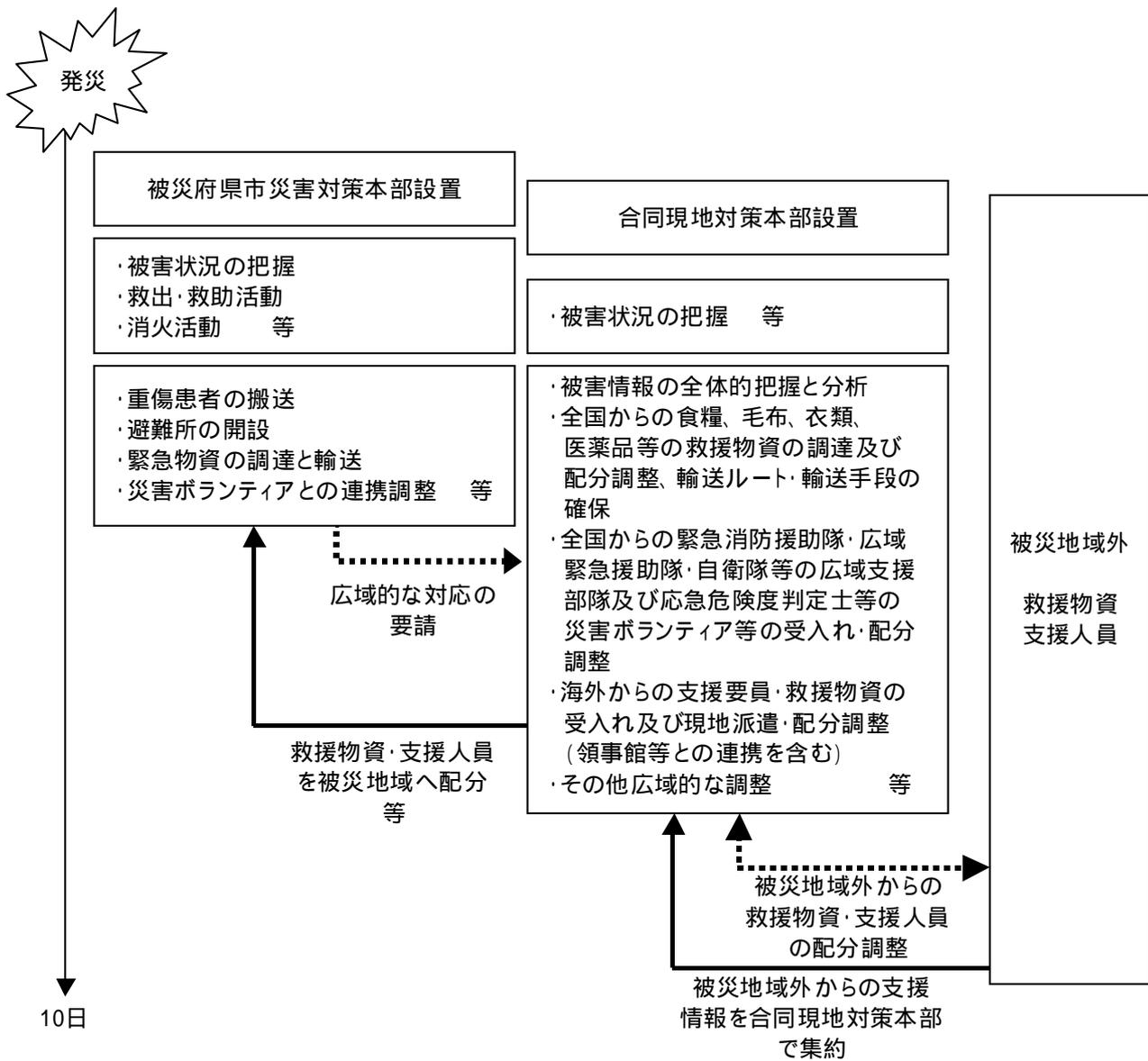


時系列シナリオ

	発災	発災から3時間	3時間から1日	1日から3日	3日から1週間	1週間～
概況		情報の空白(DIS等によるオペレーションの決定) 実働部隊等による情報収集活動 交通基盤、ライフライン被害により都市機能が麻痺 電話回線の輻輳(防災関係機関の通信手段は適切に確保) 自治体及び政府の体制立ち上げ 被災地域内の医療の混乱 被災地域内での救助活動、救護活動、消火活動等の本格化 負傷者、要救助者の大量発生	交通基盤、ライフラインに関する被害情報は概ね収集 交通渋滞の拡大、陸上交通の混乱 通信は引き続き輻輳	交通基盤、ライフライン、通信の応急復旧作業開始 避難所等への避難者が徐々に増加 ボランティアが徐々に集結 救援物資(飲料水、食料、毛布等)の供給需要が増大 要救助者の生存率が急激に低下 ベースキャンプ需要が急増	交通基盤、ライフライン、通信は徐々に復旧 避難所での避難者ピーク ボランティア活動の本格化 救援物資(飲料水、食料、生活必需品等)、応急復旧資機材、応急仮設住宅の供給需要が増大	交通基盤、ライフライン、通信、本格復旧に徐々に移行 物流は徐々に再開
緊急災害対策本部及び合同現地対策本部の動き		被害情報の把握(DIS等) 緊急参集チーム会議の開催 緊急災害対策本部の設置 広域応援の指示 合同現地対策本部の設置決定 医療搬送、実働部隊の派遣等の基本方針決定	緊急災害対策本部の運用 省庁(地方支分局を含む)、府県(市)、実働部隊の現地責任者、指定公共機関等が徐々に参集、順次運用開始			
		合同現地対策本部の運用	【広域的オペレーションの開始】 情報収集活動の役割分担の調整 被害情報の収集・分析 海外からの支援部隊、救援物資の受入れ、配分調整 重篤者の広域搬送に関するオペレーション ・ヘリコプター等の投入可能量、後方医療機関での重篤者の受入可能量の把握 ・ヘリコプター等の配分、使用する拠点、具体的な搬送計画の調整 広域支援部隊の投入に関するオペレーション ・広域支援部隊の投入可能量の把握 ・広域支援部隊の被災府県への投入量、投入ルート等に関する調整 広域輸送に関するオペレーション ・備蓄等救援物資の調達 ・道路啓開、交通規制の調整(優先順位等の決定) ・救援物資の配分量、輸送ルート等の調整			
重篤者の広域搬送		重篤者の広域搬送の開始 ヘリコプター、救護班等が拠点に徐々に集結	救護班による救護活動の本格化			
広域支援部隊の投入		広域支援部隊が順次、拠点に一次集結、被災地域に投入				
ベースキャンプに関する需要					ベースキャンプとしての使用	
広域輸送		交通インフラの被害概況の把握 救援物資、輸送人員、車両等の調達、輸送準備 道路啓開、交通規制の開始	緊急輸送道路の道路啓開、交通規制の実施 飲料水、食料、毛布、仮設トイレ(一部)の輸送		飲料水、食料、仮設トイレ、生活必需品の輸送	

応急対策活動の時間的経過と地域的オペレーション及び広域的オペレーションの関係



出典：京阪神都市圏広域防災拠点整備検討委員会(第3回)資料(一部修正)

< 広域的オペレーションの具体例 >

必要な活動	活動概要
広域情報の集約、 関係機関との共有化	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況、避難所等の状況、救援活動の過不足などを集約し、被災地域外の応援主体に的確な情報を付与する。</li> <li>被災地域外の応援主体 広域防災拠点（物資の一次受入拠点、活動要員の一次参集拠点）の、交通経路に関する情報を付与する。</li> </ul>
地域防災計画に記載されている第一次緊急輸送路の通行確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地域外から被災地域内に通ずる、高速道路、自動車専用道、国土交通省直轄の一般国道に対し、交通規制を即座に実施する。これにより、被災地域外 広域防災拠点（物資の受入拠点、活動要員の参集拠点）の陸路を最優先で確保する。水路や航路でも同様。</li> </ul>
広域交通管制（広域交通・物流マネジメント）	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地周辺の統合的な陸海空の広域交通管制を行う。</li> <li>被災や緊急輸送路の設定によって、通過、停泊、発着陸できなくなった交通に対し、迂回策を実施する。</li> </ul>
被災県外からの救援物資の受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地域外の某所、被災地域内の広域交通路を通行中の車両、船舶等から、広域防災拠点（物資の受入拠点）に対して、救援物資を短期間で導入する。</li> </ul>
被災県外からの活動要員の受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地域外からの広域支援部隊を広域防災拠点（一次参集拠点）まで短期間で動員する。</li> <li>広域支援部隊の滞在先の確保、食料等の生活支援を行う。</li> </ul>
複数府県からの応援要請に対する配分調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>要請に対して絶対量が不足する場合には複数自治体への応援の優先度・配分調整を行う。</li> </ul>
公衆衛生確保のため県外へ搬出処理しなければならないものへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災によって発生したがれき類、避難所等の生活拠点で発生するゴミや汚物のうち、被災県内で処理しきれないものの搬出先、搬出路、搬出手段を確保する。</li> </ul>
広域交通・物流インフラ復旧、県のインフラ復旧のなかで県単独で実施できないものへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域交通・物流に甚大な影響を及ぼすようなインフラ被害に対して復旧を図る。</li> <li>府県のインフラ復旧のなかで、県外から資機材確保、技術導入、人員確保が必要なものへの支援を実施する。</li> </ul>

出典：京阪神都市圏広域防災拠点整備検討委員会(第2回)資料